

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※ ②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※ ③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人 (法人) 代表者用)			
盛岡地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和	〇〇年(ケ、ヌ)第〇〇号	物件番号 〇〇 「1、2」「1~3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	<input type="checkbox"/> 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	<input type="checkbox"/> 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	<input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の <input type="checkbox"/> にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。		
(陳述書作成日)令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社〇〇〇〇
		(フリガナ) 代表者氏名	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 (印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所執行官室(☎019-651-7666)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます。「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」。

期間入札の公告

令和 8年 6月16日

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 松坂 亜衣

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 7月 3日 午前 9時00分から 令和 8年 7月10日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8年 7月17日 午前10時00分 盛岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8年 8月 7日 午後 1時00分 盛岡地方裁判所第2民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者(国や都道府県、債務者でない所有者等)に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月16日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 奥州市江刺南大通り |
| | 地 番 | 9 2 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 4 . 6 3 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 奥州市江刺南大通り 9 2 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 9 2 番 4 |
| | 種 類 | 店舗 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 8 2 . 1 9 平方メートル
2 階 7 3 . 3 4 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 5月 22日

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 松 坂 亜 衣

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、BITのお知らせメニューにも掲載されています。)



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 奥州市江刺南大通り |
| | 地 番 | 9 2 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 4 . 6 3 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 奥州市江刺南大通り 9 2 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 9 2 番 4 |
| | 種 類 | 店舗 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 8 2 . 1 9 平方メートル
2 階 7 3 . 3 4 平方メートル |



令和8年(ヌ)第2号
令和8年2月9日受理
令和8年4月3日提出

現況調査報告書

盛岡地方裁判所
執行官 小中 憲司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------|
| 1 | 所 在 | 奥州市江刺南大通り |
| | 地 番 | 92番4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 164.63平方メートル |
| 2 | 所 在 | 奥州市江刺南大通り92番地4 |
| | 家屋番号 | 92番4 |
| | 種 類 | 店舗 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 82.19平方メートル |
| | | 2階 73.34平方メートル |

その他の事項

■物件1 土地関係

- 1 本土地は、物件2 建物の敷地として利用されている。
- 2 本土地は、公図上、西側で「水」を介して「道」に接面している。
現況、本土地は、西側で幅員約7.5メートルの舗装市道「南大通り杉ノ町線」に接面している。
- 3 本土地の東南側に物置が1個ある。これは、土地への定着性のない工作物である。

■物件2 建物関係

- 1 本建物の1階には厨房やカウンター等があり、2階は、宴会場が多くを占めている。
(間取図参照)
- 2 本建物の屋根が、南隣の住宅の屋根と近い位置にあるように見受けられた。(写真2参照) 近隣の者の陳述によれば、Aが所有するより前の、本建物が建てられた時から、南側隣接地に越境していたのではないかと思うとのことである。現地では評価人と確認したところでは、本建物は建築基準法に基づいて適法に竣工しており、調査の範囲では、南側隣接地への越境については確認できなかった。
- 3 2階の東側の和室には、昆虫の死骸のような物が見受けられた。(写真9参照)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣の者	Aは物件2建物内でお弁当や総菜を作って、産直市場等で販売していたと思います。やめたのは1年以上前だと思います。 物件2建物は、建てたころから、南側の土地に越境していたのではないかと思います。
■近隣の者	Aは物件2建物内でお弁当や総菜を作って、産直市場等で販売していたと思います。やめたのは1年以上前ではないかと思いますが、正確にはわかりません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年2月10日(火)	執行官室(郵便)	法務局へ登記関係資料交付申請
令和8年2月10日(火)	執行官室(郵便)	奥州市役所へ課税関係資料申請
令和8年2月10日(火)	執行官室	道路照会(HP閲覧)
令和8年3月5日(木)	執行官室	期日通知送付
令和8年3月24日(火) 15:40~15:50	物件所在地	物件確認、外観調査
令和8年3月31日(火) 14:25~15:45	物件所在地	B立会いのもと、物件に立入調査 評価人同行
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 8年 3月31日 目的物件は不在であったので、解錠技術者に解錠させ、立会人Bを立ち合わせて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A3判をA4判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	奥州市江刺南大通り		地番	92番4		
出力尺	1/600	精度区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日 (原図)			補記事項	

A3判をA4判に縮小

106040 冊 92.

地積測量図

地番	92番4.92.
土地の所在	茨城県南大通り 茨城市五刺区

面積計算表

$$12.80 \times (2.85 + 2.70) = 71.0400$$

$$28.90 \times 5.25 = 125.4750$$

$$27.95 \times 4.75 = 132.7625$$

計 = 329.2775

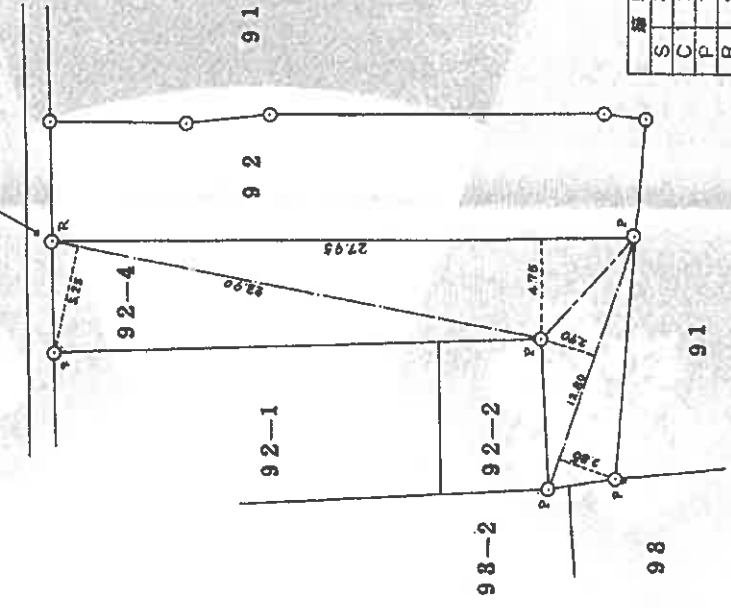
$$1/2 = 164.63875$$

面積 164.68 m²



道路

水路



(B用紙)

境界線略号	新
S	石
C	コンクリート杭
P	プラスチック杭
R	金属杭
M	測

申請人	縮尺 1/250
-----	----------

556.8.25

作製者	
-----	--

552727

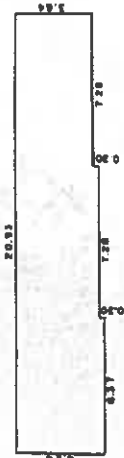
家屋番号 92番4

建築物の所在 茨城県南大通り92番地4
茨城県江刺区

建築物図面
各階平面図

各階平面図

1 階



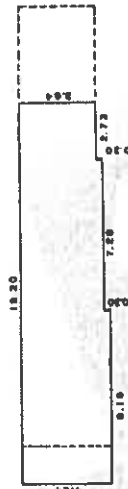
求積

6.37 × 4.24 = 27.0088
 7.20 × 3.94 = 28.6032
 7.28 × 3.64 = 26.6992

計 82.1912

床面積 82.19 m²

2 階

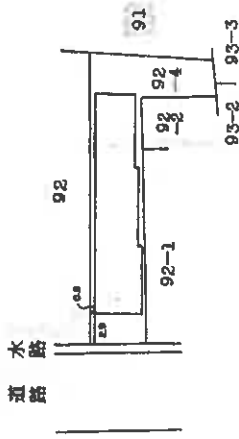
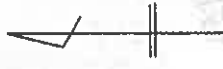


求積

8.16 × 4.24 = 34.7256
 7.28 × 3.94 = 28.8032
 2.73 × 3.64 = 9.9372

計 73.3460

床面積 73.34 m²



A3判をA4判に縮小

作製者

縮尺 1/250

申請人

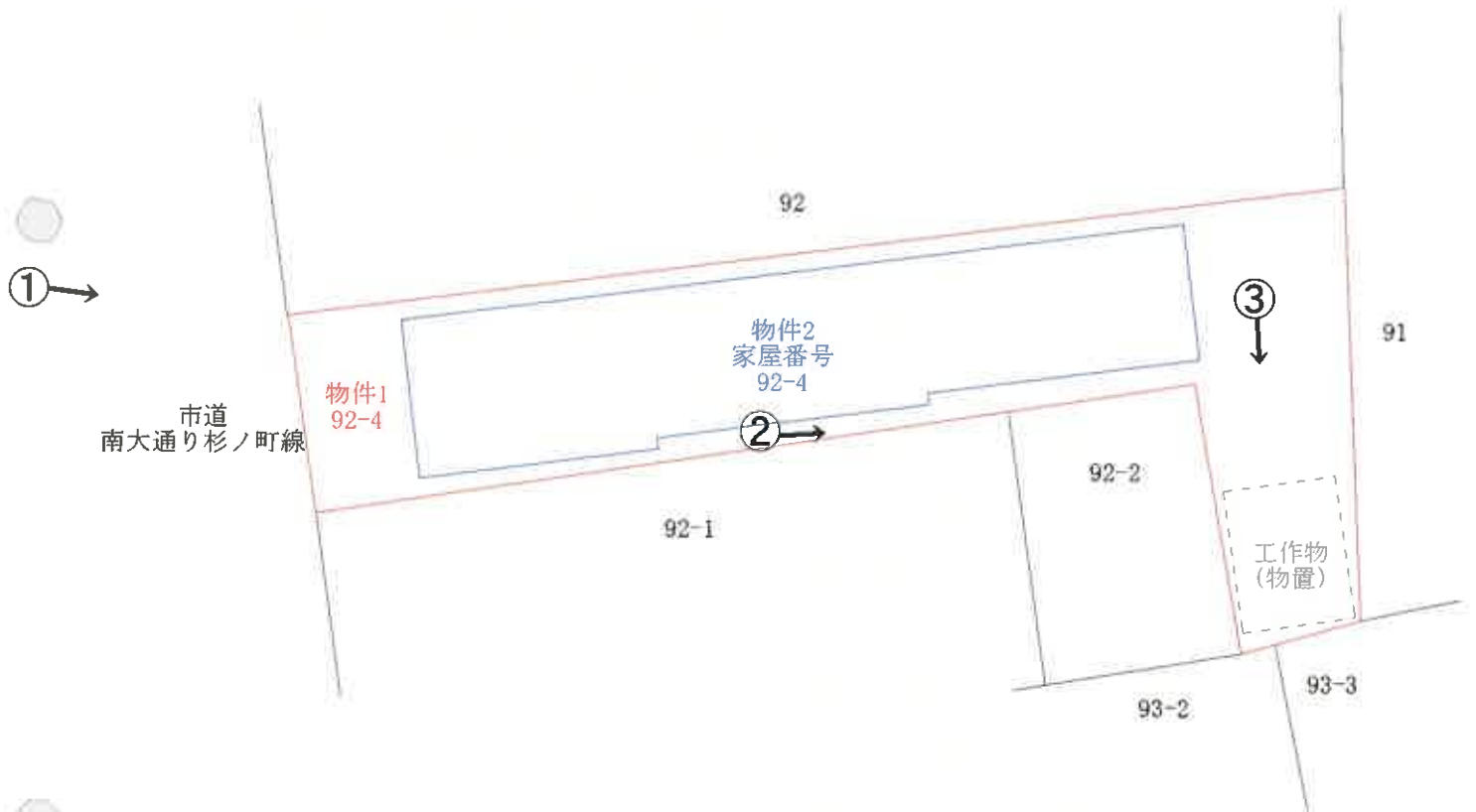
縮尺 1/500

平成 5. 122

令和8年（ヌ）第2号 土地建物位置関係図



S≒1/200



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
土地・建物の形状及び位置関係は概略を記載したものである。

(9 枚目)

令和8年(又)第2号
物件2建物間取図



S≒1/100

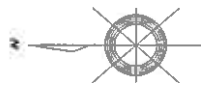


1階

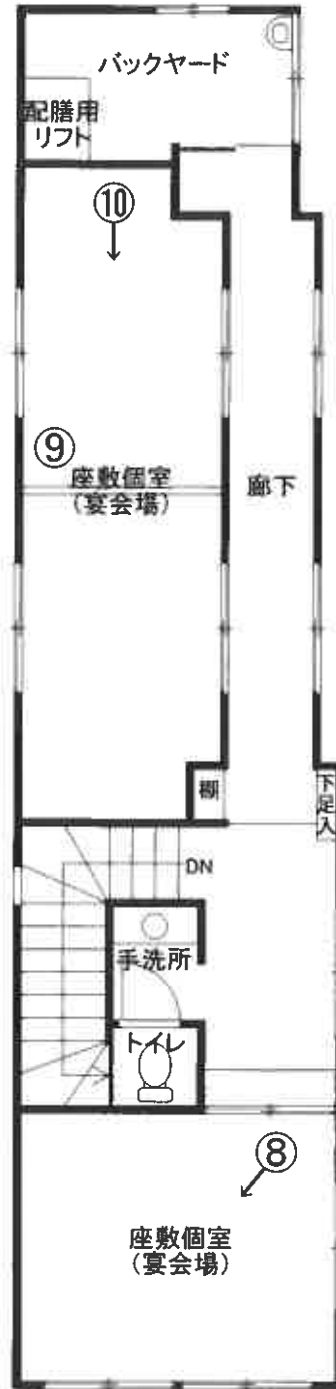
←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

(10 枚目)

令和8年(又)第2号
物件2建物間取図



S≒1/100



2階

←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

(11 枚目)

写真1



写真2



2階の窓から撮影

写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真10



(16 枚目)

令和8年 (又) 第 2 号
令和8年3月31日 現地調査
令和8年4月16日 評 価

盛岡地方裁判所第2民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

佐々木 健一

第1 評価額

一括価格	
物件1～2	金 1,140,000 円
内訳価格	
物件1 (土地)	金 610,000 円
物件2 (建物)	金 530,000 円

- 1 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	奥州市江刺南大通り 92番4 宅地 164.63㎡	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	奥州市江刺南大通り92番地4 92番4 店舗 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 82.19㎡ 2階 73.34㎡	同左
番号	特記事項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 目的土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR東北本線「水沢」駅の北東方・約7,400mに所在する。 「大通り公園前」バス停から 南東方へ 約200m 奥州市江刺総合支所 約450m 奥州市立岩谷堂小学校 約1,200m イオンスタイル江刺 約700m (いずれも道路距離)	
付近の状況	目的物件が存するのは、小規模店舗、一般住宅及び宿泊施設等が混在する地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火地域 その他の規制	非線引都市計画区域 近隣商業地域 80% 200% - 奥州市立地適正化計画による都市機能誘導区域
画地条件	地積 間口 奥行 形状 接道状況 その他	164.63㎡ 約5.3m 約28m 不整形 中間画地 地勢はほぼ平坦
接面道路の状況	西側：幅員約7.5mの舗装済市道(南大通り杉ノ町線)にほぼ等高接面 建築基準法第42条第1項第1号道路	
土地の利用状況等	物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：なし 下水道：あり (注)「あり」とは当該供給処理施設が目的土地の敷地内に引込まれていることをいう。「なし」とは目的土地の敷地内に引込まれていないことをいう。	

特記事項	<p>近隣の者から、物件2建物は新築当初より南側の土地へ越境していたのではないかとの陳述が得られている。（現況調査報告書4枚目） ただし、現地調査、建物図面の確認及び建築計画概要書の閲覧の範囲においては、物件2建物の南側隣接地への明確な越境は確認できなかった。</p> <p>物件1土地内の南東側に工作物（物置）が1個ある。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。</p> <p>土壌汚染の可能性について、登記記録の履歴及び現地調査の結果、特に疑義が生じるような土地利用は確認されず、土壌に深刻な影響を及ぼす汚染が存在する可能性は低いものと判断される。ただし、土壌汚染の有無は指定調査機関などの専門家による調査でなければ確定できない。</p>
------	--

2 目的建物の概況及び利用状況（物件2）

区分	主である建物
建築時期及び経済的 残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成5年12月1日新築 経過年数：約32年 経済的残存耐用年数：0年
仕様	構造：木造 屋根：亜鉛メッキ鋼板 外壁：サイディング等 内壁：ビニルクロス、ボード材等 天井：ジプトーン、ビニルクロス等 床：モルタル、フローリング、畳等 設備：電気、給排水衛生等 その他：業務用厨房（シンク・配膳用リフト等）等 (注)建物に附属する各種設備について、動作確認までできないため、使用可能か否かについては不明である。
床面積（現況）	「第3 目的物件」に記載のとおり
現況用途等	現況用途：店舗 間取り：別紙「建物間取図」のとおり
品等	普通
保守管理の状態	劣る（詳細は特記事項に記載）
建物の利用状況	所有者が空店舗として管理占有している。
特記事項	<p>物件2建物の屋根が、南隣の建物の屋根と近接した位置にあるように見受けられた。また、1 目的土地の概況及び利用状況等（物件1）に記載したとおり、近隣の者から、物件2建物は新築当初より南側の土地へ越境していたのではないかと陳述が得られている。</p> <p>保守管理の状態としては、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2階座敷個室において昆虫の死骸のような物が見受けられた。 ・外壁に褪色、汚れが見られた。 ・内装に黒ずみ、シミが見られた。 ・外構床タイルの欠損が見られた。 ・空店舗であり、什器等が残置されていた。 <p>建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。</p>

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地積 ウ	建付減価 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ≒オ
1	21,000円/㎡	0.800	164.63㎡	0.700	1,940,000円

ア 標準画地価格： (公示価格等からの規準)

地価公示標準地 奥州5-3

標準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $24,300\text{円}/\text{㎡} \times 99.8/100 \times 100/100.0 \times 100/115.5 \approx 21,000\text{円}/\text{㎡}$

◇ 時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正： ±0.0% (相乗積)

なし ±0.0%

◇ 地域格差： +15.5% (相乗積)

街路条件 +10% (幅員及び系統・連続性)

交通接近条件 ±0%

環境条件 ±0%

行政的条件 +5% (容積率)

その他の条件 ±0%

イ 個別格差： ▲20.0% (相乗積)

形状 ▲20%

ウ 地 積： 登記数量

エ 建 付 減 価： 経済的残存耐用年数が無い建物が存在することを考慮した。

② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号/区分	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物の価格 ア×イ×ウ≒エ
2 主である建物	200,000円/㎡	155.53㎡	0.025	780,000円

イ 現況延床面積： 登記数量

ウ 現 価 率： 耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して査定した。

現価率 = $\{(1 - \text{残価率}) \times \text{経済的残存耐用年数} + (\text{経過年数} + \text{経済的残存耐用年数}) \times \text{残価率}\} \times (1 - \text{観察減価率})$

	経過年数	経済的残存耐用年数	残価率	観察減価率(※)	現価率
2 主である建物	約32年	0年	5%	50%	0.025

(※)観察減価率は建物の保守管理の状態等を勘案して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 ア(1①オ)	土地利用権等割合 イ (対応建物)	土地利用権等価格 ア×イ×ウ
1	1,940,000円	0.25 法定地上権 (物件2)	490,000円

イ 土地利用権等割合： 物件2建物に対応する土地利用権を法定地上権と判定し、その割合を25%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 ア(1①オ/1②エ)	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ(2①ウ)	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	1,940,000円	▲490,000円		0.70	0.60	610,000円
2	780,000円	+490,000円	1.00	0.70	0.60	530,000円
一括価格(合計)						1,140,000円

ウ 占有減価修正： 修正の必要はなし。

エ 市場性修正： 越境に関する係争の懸念▲10、間取りや造作配置の汎用可能性▲20をそれぞれ考慮した。

オ 競売市場修正： 「第2 評価の条件」に記載した不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（奥州5-3）

所 在 ： 奥州市江刺川原町81番4外

価 格 ： 24,300円/㎡

位 置 ： JR東北本線「水沢」駅の北東方7,800m（道路距離）

価 格 時 点 ： 令和8年1月1日

地 積 ： 301㎡

供給処理施設： 水道・下水

接 面 街 路 ： 南西 14m市道

用途指定等 ： 都市計画区域・非線引都市計画区域 商業地域（建蔽率80%、容積率400%）

地域の概要 ： 小売店舗が建ち並ぶ既成の中心的商業地域

第7 附属資料

位置図

公図写し

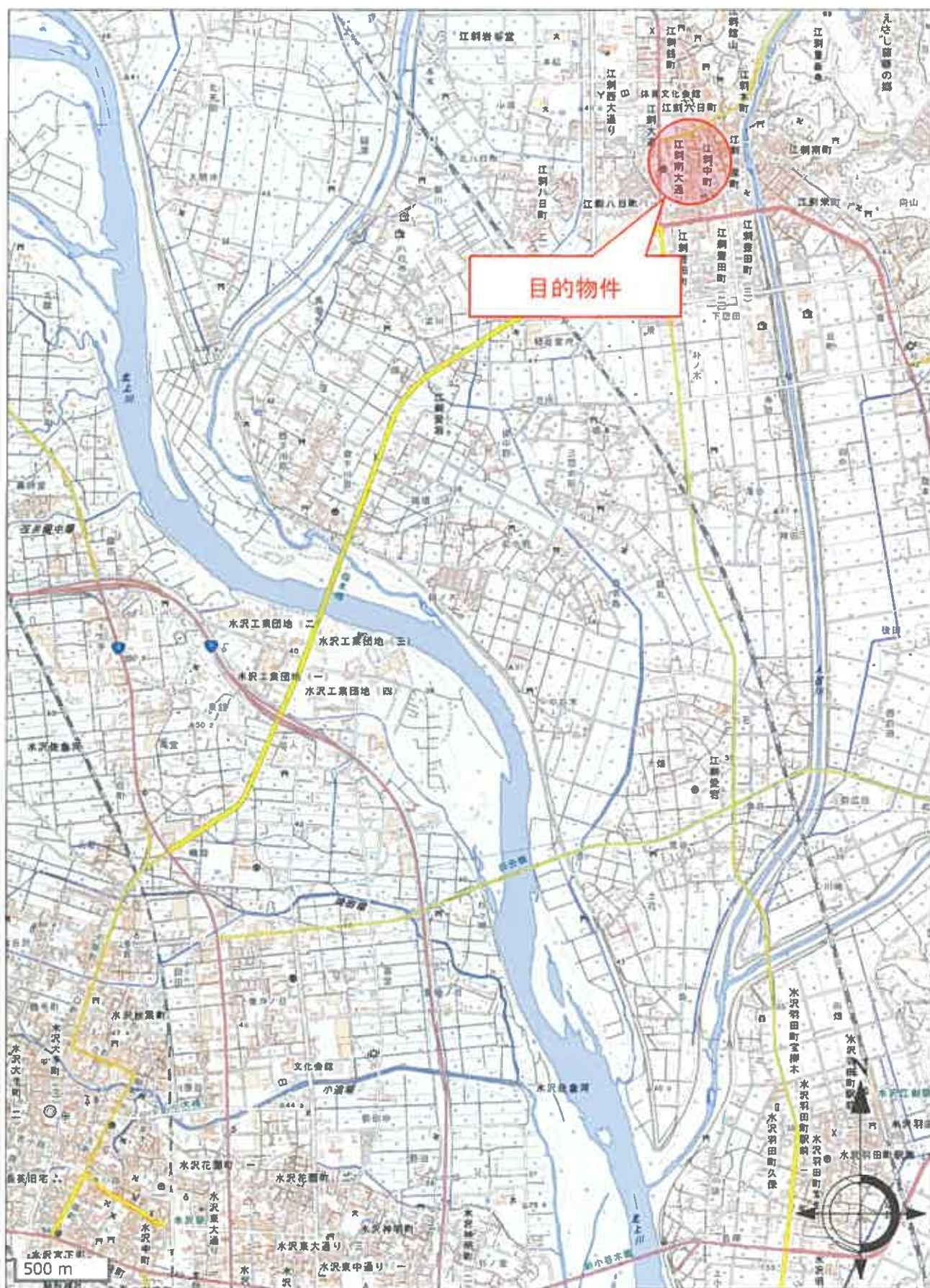
地積測量図写し

建物図面・各階平面図写し

土地建物位置関係図

建物間取図

位置図



地理院地図(電子国土Web)を加工して作成

位置図



地理院地図(電子国土Web)を加工して作成



注) 地籍に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記制度の地図が図と付されるまでの間、これに代わるものとして図と付けられている図面です。正確の位置及び形状の根拠を記載した図面です。

地番区域見出し
江刺南大通り

請記水分	所在		奥州市江刺南大通り		地番	92番4		
出力尺	1/600	精度区分	原簿番号は記号	分類	地籍に準ずる図面		種別	旧土地台帳附設地図
作成年月日			備付年月日(原簿)			補記事項		

これは地籍に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(盛岡地方方法務局水沢支局管轄)

令和8年1月20日

仙台法務局

地図整理番号: M01979

登記官

(1/1)

次回に図面に同様の変更内容を示す。

平成25年11月1日：昭和美地積測量図

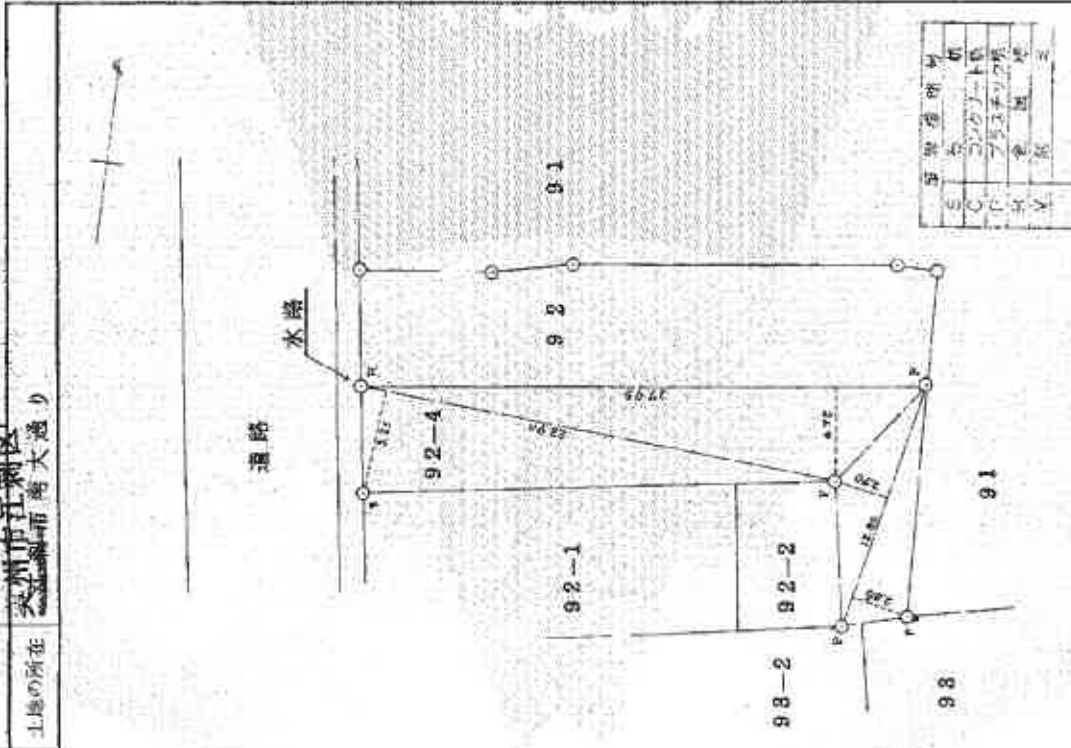
106040 昭和美
地積測量図

池 番 92番4, 92
土地の所在 茨城県水戸市江刺区
水戸市大通り

面積計算表

$$\begin{aligned}
 &12.80 \times (2.85 + 2.70) = 71.0400 \\
 &23.90 \times 5.25 = 125.4750 \\
 &27.95 \times 4.75 = 132.7625 \\
 &\text{計} = 329.2775 \\
 &1/2 = 164.63875
 \end{aligned}$$

面積 164.68 m²



昭和美測量員	昭和美測量員
E	昭和美測量員
C	昭和美測量員
F	昭和美測量員
H	昭和美測量員
V	昭和美測量員

縮尺 1/250
申請人

製作者

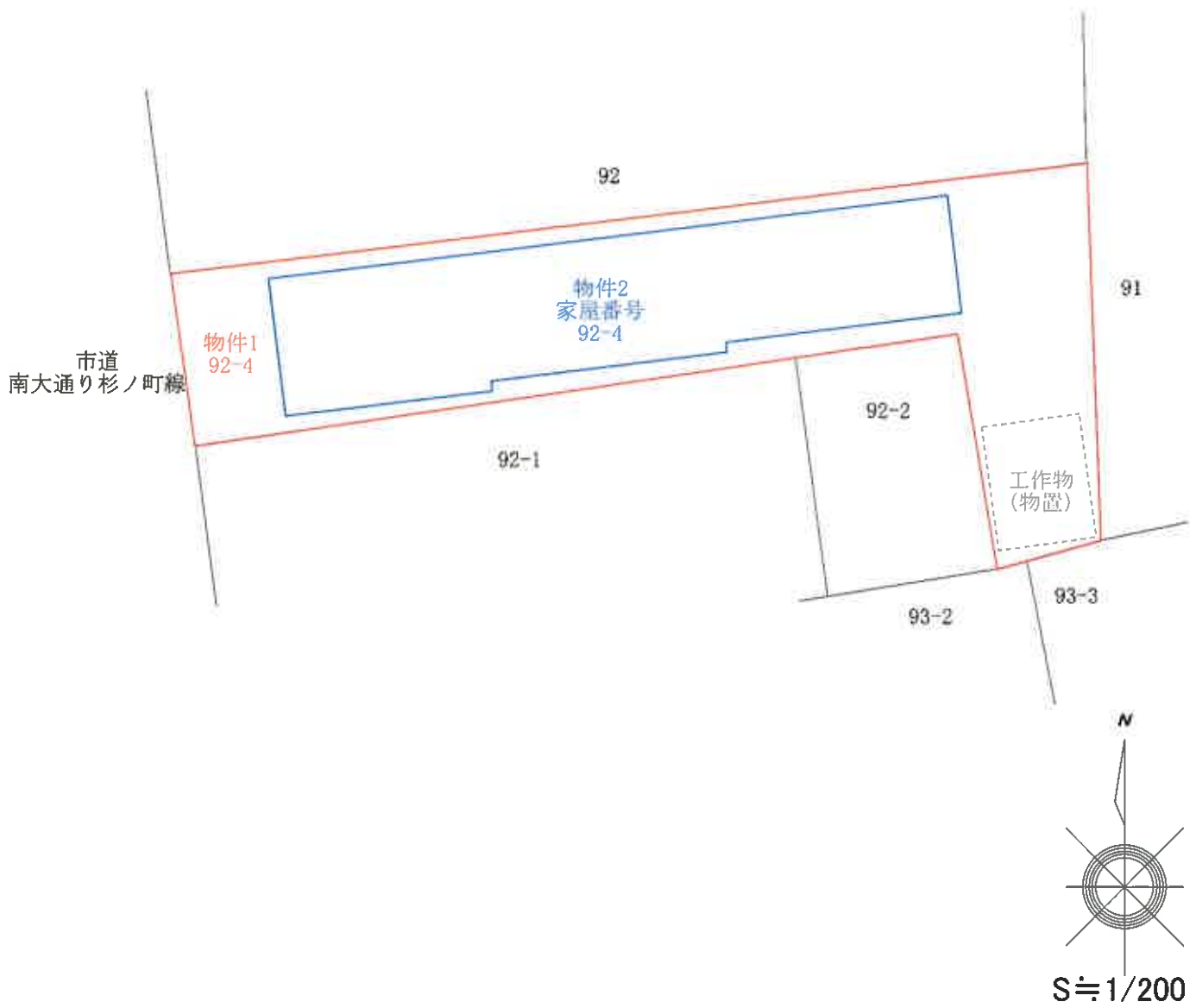
(日本土地家屋調査士会埼玉会理員)

本図は図面に記載されている内容を証明するものではありません。
 本図は測量図であり、測量結果に基づいて作成されたものです。
 測量結果は、測量士が測量した結果に基づいて作成されたものです。

昭和25年11月20日 昭和美測量員

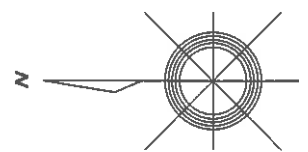
昭和美測量員

土地建物位置関係図



※土地建物の位置、範囲及び形状等は概略についての便宜的な表示である。

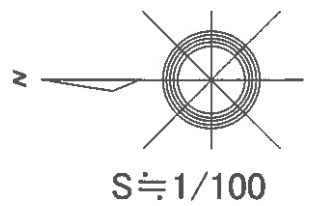
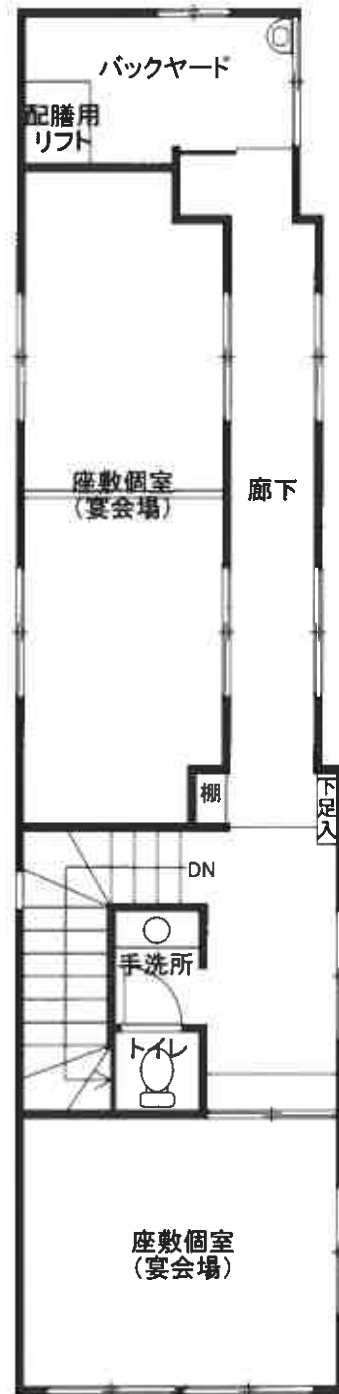
建物間取図 (物件2 1階)



S ≒ 1/100

※概略を記載したものであり、建具・設備の配置、仕様及び規格は便宜的な表示である。

建物間取図 (物件2 2階)



※概略を記載したものであり、建具・設備の配置、仕様及び規格は便宜的な表示である。